

舞 鶴 総 第 179 号
令和 5 年 11 月 22 日

舞鶴市議会議長
上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 6 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 5 年 11 月 21 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 損害賠償の額

12,190 円

2 事件の概要

相手方が運転するコンクリートミキサー車が市道を走行中、市の管理瑕疵により道路のアスファルト舗装の下に空洞が生じていた箇所が車両の重みで陥没し、状況を確認するため降車した相手方が、陥没箇所に落下し負傷した。

3 発生年月日

令和 5 年 10 月 16 日

4 発生場所

舞鶴市字城屋地内

市道瀬ヶ谷線

専決第 7 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 5 年 11 月 21 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 損害賠償の額

177,980 円

2 事件の概要

市道の管理瑕疵による事故に伴う通行止めにより、相手方が通行止め地点付近での工事のために発注していたコンクリートミキサー車及びコンクリートポンプ車による作業が実施不可能となり、これらの発注に係る費用の損害が発生した。

3 発生年月日

令和 5 年 10 月 16 日

4 発生場所

舞鶴市字城屋地内

市道瀬ヶ谷線